

75歳以上の
人へ

後期高齢者医療制度の
保険料率が決定しました

モデルケース別保険料

78歳の公的年金受給者で、年金収入のみの場合

例 1) 1人世帯で、公的年金収入が79万円の場合
 均等割 14,000円 + 所得割 0円 = 年額 14,000円
 (7割軽減)

例 2) 2人世帯で、公的年金収入が夫199万7千円、妻79万円の場合
 夫の後期高齢者医療保険料
 均等割 37,300円 + 所得割 40,300円 = 年額 77,600円
 (2割軽減)
 妻の後期高齢者医療保険料
 均等割 37,300円 + 所得割 0円 = 年額 37,300円
 (2割軽減)

例 3) 自営業の子ども(世帯主)と同居している場合(国民健康保険加入)
 (本人 公的年金収入79万円、子ども 営業所得400万円)
 均等割 46,700円 + 所得割 0円 = 年額 46,700円
 (軽減なし)

例 4) 会社員の子ども(世帯主)と同居している場合(社会保険加入)
 (本人 公的年金収入79万円、子ども 給与収入400万円)
 均等割 23,300円 + 所得割 0円 = 年額 23,300円
 ※被用者保険の被扶養者は、激変緩和措置として、制度加入時から2年間、
 所得割は課さず、均等割額を5割軽減します。
 平成20年度のみ、さらに均等割額の特例があります。
 均等割 2,300円 + 所得割 0円 = 年額 2,300円
 4月から9月まで……………均等割額 0円/6ヵ月
 10月から平成21年3月まで……………均等割額 2,300円/6ヵ月

保険料の納付方法

後期高齢者医療制度の保険料の納付は、介護保険と同様に、年金から差し引きをする「特別徴収」と納付書などで納付する「普通徴収」の2つの方法があります。

特別徴収
 年金受給額が年額18万円以上あり、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超えない人。
 ↓
 年金から差し引きされます。

普通徴収
 ●年金受給額が年額18万円未満の人。
 ●後期高齢者医療保険料と介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える人。
 ↓
 納付書又は口座振替で、町へ納付してもらいます。

●問い合わせ 役場保険医療対策室 国保医療係 ☎(293)3114
 県後期高齢者医療広域連合 ☎(368)6511

平成20年4月から、県内に住所がある75歳(一定の障害がある人は65歳)以上の全ての人には、「後期高齢者医療制度」を受けることとなります。
 「後期高齢者医療制度」では、保険料が個人単位で賦課(割り当て)されます。保険料の賦課額は、一人ひとりにかかる「均等割額」と、前年の所得に応じて算定する「所得割額」(基礎控除後の総所得金額等×所得割率)の合計額となります。
 この均等割額と所得割率は、県内で原則均一となり、2年ごとに見直しがあります。

平成20・21年度の熊本県の保険料率

均等割額 46,700円
 所得割率 8.62%

※後期高齢者医療保険料の賦課限度額は、一人当たり50万円です。

保険料の軽減

保険料を算定する際に、次のような軽減措置があります。

所得に応じて軽減されます
 国民健康保険と同様に、所得が少ない被保険者には、同一世帯の被保険者や世帯主の総所得金額で、均等割額の7割、5割、2割の軽減があります。

社会保険などの被扶養者であった人も軽減されます
 社会保険や健保組合などの被扶養者であった人は、制度加入時から2年間、所得割額が賦課されず、均等割額5割が軽減(※)されます。
 ※平成20年度のみ、さらに均等割額の特例があります。

- 4月から9月まで……………均等割額が全額免除
- 10月から平成21年3月まで……………均等割額が9割軽減

この他に、被保険者や世帯主が災害で財産に著しい損害を受けたときや失業などで収入が著しく減少したときは、保険料の減免が受けられることがあります。

